

令和5年5月8日

倉敷市立学校長 様

倉敷市教育委員会

保 健 体 育 課 長

学校給食費の保護者負担軽減について（通知）

このことについて、昨年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者に対する学校給食費の支援を行いますので、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 支援額

1 か月（20 日分）相当の給食費

小学生1人当たり6,200円（310円／日×20日）

中学生1人当たり7,200円（360円／日×20日）

2 支払方法等

（1） 概算払い額 別紙「概算払い額・振込口座一覧」のとおり

※児童生徒数は学事課の推計値（令和5年1月31日現在）による

※要保護・準要保護の児童生徒は対象となりませんが、概算払いでは考慮していないため、精算時に戻入していただくこととなります

（2） 振込予定日 6月30日（金）

（3） 振込口座 別紙「概算払い額・振込口座一覧」のとおり

3 振込口座の変更

学校長の異動等により債権者名又は口座名義を変更する場合は、5月31日（水）までに債権者登録申出書を提出してください。

なお、振込口座には給食費を管理している口座も指定することができます。口座名義

に「学校名」と「学校長の個人名」が含まれていることが原則となりますが、それ以外でも登録できる場合がありますので、ご相談ください。

4 給食費の集金等（学校⇄保護者）

可能な限り6月及び7月に給食費の調整を行ってください。保護者からの集金額は市の交付金額を踏まえて決定してください。その際、**必ず保護者に対して「市が給食費の保護者負担を軽減していること」を周知**してください（添付の「保護者宛ての通知文例」も参考としてください）。

5 精算（市⇄学校）

具体的な精算方法については、改めて通知しますが、**6月1日（木）現在で在籍**する児童生徒を対象とします。

6 留意点

交付金は給食費を負担している保護者の負担軽減に活用されるものであるため、要保護や準要保護など既に給食費の支援を受けている家庭は対象ではありません。同様に、教職員の給食費についても対象とはなりません。

【問い合わせ先】

保健体育課 担当：田中・岡田

TEL：086-426-3835

(参考) 保護者宛通知文例

令和5年5月〇日

保護者様

倉敷市立〇〇〇〇学校

校長 〇 〇 〇 〇

学校給食費の「軽減」について（お知らせ）

この度、倉敷市が子育て世代を対象に学校給食費の一部を支援することとなりました。

本校におきましては、次のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 本校の学校給食費の取り扱い

令和5年6月分 **集金しません。**

令和5年7月分 集金額を200円減額し、「**5,800円**」とします。

2 倉敷市の支援内容

(1) 対象者 現に学校給食費を負担している保護者

(2) 支援額 1か月分（20日分）に相当する学校給食費

小学生1人当たり6,200円（310円/日×20日）

中学生1人当たり7,200円（360円/日×20日）

※ 要保護又は準要保護を受けている方は対象とはなりません。

※ 今回の支援は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用したものです。

連絡先 〇〇〇〇学校

担当：〇〇

電話：〇〇〇－〇〇〇〇